

山口市立小・中学校中国大会躍動応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ及び芸術文化の分野において中国大会レベルの競技会等への出場を目指して頑張る山口市立小学校の体育的・文化的な学校活動、及び山口市立中学校の部活動（令和8年9月以降は、本市が設置する山口市地域クラブにおける活動（以下「地域クラブ活動」という。）を含む。）を応援し、出場が決定した際に児童生徒の意欲の向上、団結力の強化などを図り、大会において優秀な成績を収めてもらう為の躍動応援金（以下「応援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。また、将来的な山口市のスポーツ競技力の向上及び芸術文化の振興も目的とする。

(対象となる大会)

第2条 対象となる大会（以下「大会」という。）については、別表1に定めるとおりとする。

(交付対象者)

第3条 応援金の交付対象者は、山口市立の小・中学校の児童生徒で、次に定める活動や競技を行っている場合とする。

- (1) 学校長が認める小学校の体育的・文化的な学校活動
- (2) 中学校の部活動として学校長が認める個人及び団体の競技
- (3) 地域クラブ活動として行う個人及び団体の競技（令和8年9月以降）

(応援金の額等)

第4条 応援金の額は、別表2に定めるとおりとする。

2 前項の応援金は一個人、一団体につき、大会・種目に関わらず1年に1回の交付とする。

(交付の申請)

第5条 第3条に規定する交付対象者の在籍する学校長、各地域クラブ活動に参加する生徒の保護者や地域クラブコーディネーターで構成された団体の代表者（令和8年9月以降）は、山口市小・中学校中国大会躍動応援金交付申請（請求）書（様式第1号）に、選考会等の結果を証する書類及び大会の概要に関する書類を添えて、市長へ申請するものとする。

(交付の決定及び交付)

第6条 市長は、前条の応援金交付の申請があった場合は、申請内容を審査し、速やかに交付の決定を中国大会躍動応援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、応援金の交付を行うものとする。

(大会の報告)

第7条 応援金の交付を受けた申請者は、大会終了後、速やかに大会出場結果報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 交付申請に係る申請内容等に虚偽等があった場合は、第6条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消しすることができる。

(応援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により応援金の交付決定取消を行った場合、申請者に対し、既に交付した応援金について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

	対象となる大会
1	中学校体育連盟が主催する大会 (中国大会)
2	全日本吹奏楽連盟が主催する大会 (中国大会)
3	全日本合唱連盟が主催する全国合唱コンクール (中国大会)
4	全日本文化連盟が主催する大会 (中国大会)
5	全日本中学校技術・家庭科研究会が主催する大会 (中国大会)
6	その他、教員や地域クラブ活動の指導スタッフが引率し、学校や地域クラブ活動として出場する大会

別表2 (第4条関係)

区 分	賞賜金額
個 人	3, 0 0 0 円
団体1 (20人未満)	30, 0 0 0 円
団体2 (20人以上)	一律 50, 0 0 0 円

〔備考〕

- 1 団体1にあつては、大会の開催要項等で定められている出場者数に3千円を乗じて得た額若しくは3万円のいずれか低い額を交付する。
- 2 団体登録されていれば、補欠は人数に含まれる。
- 3 上記大会において個人と団体に重複するものは、個人として交付する。
- 4 一団体が複数のチームに分かれて出場する場合は、まとめて一団体とみなす。